

事故災害対策編

事故災害対策編資料 1 網走海上保安署と網走地区消防組合との船舶消火に関する業務協定

この協定は領海内における船舶（消防法第2条の「舟」を含む以下同じ）の火災について昭和43年3月29日海上保安庁と消防庁との間に締結された覚書に基づき網走海上保安署と網走地区消防組合との間に業務協定を締結して円滑な消火活動を行うことを目的とする。

（消火活動の担任区分）

第1条 次に掲げる船舶の消火活動は主として網走地区消防組合（以下「消防組合」という）が担任し、網走海上保安署（以下「海上保安署」という）はこれに協力するものとする。

- (1) ふ頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架中の船舶
- (2) 河川湖沼における船舶

2 前項各号以外の船舶の消火活動は主として海上保安署が担任し、消防組合はこれに協力するものとする。

（海上保安署の協力事項）

第2条 消防組合の担任にかかる船舶の消火活動のため、消防組合から要請があった場合において、海上保安署が協力する事項は次のとおりとする。

- (1) 巡視船艇による消火活動、海上輸送及び警戒
- (2) 船舶火災のため、船舶又は陸上施設へ延焼のおそれがある場合において、火災船舶又は延焼のおそれのある船舶を他の安全な場所に移動することが、消火上有効と認める場合の巡視船艇による当該船舶のえい航
- (3) その他船舶火災の消火活動に必要な事項

2 前項の消火活動のため派遣された海上保安署の職員は、火災現場の上席消防職員と協議のうえ有効な消火活動を行うものとする。

（消防組合の協力事項）

第3条 海上保安署の担任にかかる船舶の消火活動のため、海上保安署から要請があった場合において消防組合が協力する事項は次のとおりとする。

- (1) 消火活動に必要な場合における海上保安署の指定する場所への消防車等の出動
- (2) 船舶又は流出油による火災に対して陸上からの消火活動が有効であると認めた場合における消防車等の出動
- (3) その他船舶火災の消火活動に必要な事項

2 前項の消化活動のため派遣された消防職員は、海上保安署の上席職員と協議のうえ有効な消火活動を実施するものとする。

（火災原因調査等の協力）

第4条 船舶の火災原因並びに、火災及び消火により受けた損害の調査はそれぞれの担任区分による船舶に対して行うものとする。

- 2 消防組合から前項の調査のため協力の要請があったときは、海上保安署はこれに協力するものとする。
- 3 消防組合は第1項の調査の結果、放火又は失火の犯罪があると認められる場合は直ちに海上保安署に通報するとともに必要な証拠を集めてその保全に努めるものとし、放火又は失火の犯罪のおそれのない場合は当該調査の内容を海上保安署に通報するものとする。

資料編 事故災害対策編資料1 網走海上保安署と網走地区消防組合との船舶消火に関する業務協定

- 4 海上保安署から犯罪調査のため協力の要請があった場合は消防組合はこれに協力するものとする。
- 5 前項の場合のほか海上保安署から第1項の調査のため協力の要請があったときは、消防組合はこれに協力するものとする。
- 6 海上保安署は第1項の調査内容を消防組合に通報する。

(情報の交換)

第5条 法令に定めのあるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況等消防活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報について相互に交換するものとする。

(火災の相互通報)

第6条 海上保安署又は消防組合が船舶火災を認知したときは相互に直ちにその旨を通報するものとする。

(単独消火)

第7条 海上保安署又は消防組合が単独で船舶火災の消火に従事したときは、すみやかにそのてん末を相互に連絡するものとする。

(費用の負担)

第8条 船舶の火災の消火活動に要した経費は出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担は、その都度両者が協議のうえ定めるものとする。

(タンカー等の事故対策)

第9条 タンカー等の事故の場合における消火活動を効果的に行うため、海上保安署及び消防組合は次の事項につき連絡調整を行うものとする。

- (1) 情報及び資料の交換
- (2) 消火活動要領の作成
- (3) 必要な機材、器具等の整備計画の作成及びその実施の推進

(協定の改正)

第10条 この協定を改正する事由が発生したときは、両者協議のうえ改正するものとする。

附 則

- 1 この協定は正副2通を作成し当事者は各1通を保管するものとする。
- 2 この協定は昭和58年7月1日から実施する。
- 3 (イ) 昭和40年3月30日から実施の紋別海上保安部網走海上保安署と網走市消防本部との「船舶消防に関する業務協定」は廃止する。
(ロ) 昭和46年6月1日締結の「網走海上保安署と網走市消防本部との船舶消防に関する業務協定」は廃止する。
- 4 名称網走市消防本部を網走地区消防組合と改正し、網走海上保安署長と網走地区消防組合管理者との間で業務協定する。

昭和58年7月1日

網走海上保安署長 鈴木義武

網走地区消防組合

管理者 安藤哲郎

事故災害対策編資料2 応急活動体制の関係機関の事務分掌

担当機関	活動区分	事務
網走海上保安署	事故発生に関する通報	<ul style="list-style-type: none"> ・通報を受けた流出油事故に関する情報の防災関係機関等への通報
	情報収集及び分析評価	<ul style="list-style-type: none"> ・巡視船等による情報収集活動の実施 ・防災関係機関に対する防除措置の要請 ・網走地区沿岸排出油等災害対策協議会の運営 ・対策会議等において防除方針の調整 ・防除方針の報道発表
	海洋での防除活動	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶所有者等の事故原因者に対する応急防除措置の指導又は命令 ・流出油防除活動の実施 ・通航船舶への事故状況の周知等海上交通安全の確保 ・流出油除去活動情報の集約と防災関係機関等への伝達 ・流出油防除活動実施情報の報道発表 ・防除資機材の手配
	海岸部での防除活動	<ul style="list-style-type: none"> ・流出油防除活動に関する防災関係機関等との連絡調整
	回収油の処理	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶所有者等の事故原因者への回収油の収集・運搬・処理に関する指導
	事故発生に関する通報	<ul style="list-style-type: none"> ・海上保安署、市から通報を受けた流出油に関する情報の防災消防課への伝達
オホーツク総合振興局	情報収集及び分析評価	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策地方本部又は振興局現地対策本部による海岸漂着の活動調整 ・漁業資源等の被害防止のための情報収集及び関係機関への伝達 ・海岸、港湾、漁港、河川等に係る流出油の監視 ・被害状況の把握及び防除活動情報の道災害対策本部等への伝達
	海洋での防除活動	<ul style="list-style-type: none"> ・海上保安署との連絡調整
	海岸部での防除活動	<ul style="list-style-type: none"> ・道災害対策本部等と市との連絡調整 ・海岸、港湾、漁港、河川等の防除活動 ・陸上自衛隊の派遣要請 ・保有防除資機材の現地集積場所への輸送 ・道及び市相互の応援協定に係る連絡調整 ・野生生物の保護収容 ・防災ボランティア活動の支援調整
	回収油の処理	<ul style="list-style-type: none"> ・回収油の収集運搬・処理への協力

資料編 事故災害対策編資料2 応急活動体制の関係機関の事務分掌

担当機関	活動区分	事務
網走警察署	情報収集及び分析評価	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関対策会議等への職員の派遣 ・沿岸部における漂着物の状況把握調査及び警戒監視活動
	海洋での防除活動	<ul style="list-style-type: none"> ・防除資機材等の輸送への協力
	海岸部での防除活動	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等の避難誘導 ・立入禁止区域の警戒 ・緊急交通路の確保及び交通規制の実施 ・部隊の出動等による防除活動への協力 ・防除資機材等の輸送への協力 ・海岸部での防除活動情報の道災害対策本部等への伝達
	回収油の処理	<ul style="list-style-type: none"> ・回収油の収集運搬・処理への協力
網走開発建設部	情報収集及び分析評価	<ul style="list-style-type: none"> ・排出油防除協議会の総合調整本部への職員の派遣 ・関係機関対策会議、連絡調整本部等への職員の派遣 ・ヘリコプター等による流出油の情報収集及び防災機関への情報提供 (関係機関対策会議等の調整による。)
	海洋での防除活動	<ul style="list-style-type: none"> ・海上保安庁等からの要請に基づく油回収船等による防除活動の実施
	海岸部での防除活動	<ul style="list-style-type: none"> ・所管の海岸、河川等の防除活動 ・防除資機材の市町村等への応援
	回収油の処理	<ul style="list-style-type: none"> ・回収油の収集運搬・処理への協力
網走市	事故発生に関する通報	<ul style="list-style-type: none"> ・海上保安署から通報を受けた流出油に関する情報のオホーツク総合振興局への伝達
	情報収集及び分析評価	<ul style="list-style-type: none"> ・排出油防除協議会の総合調整本部への職員の派遣 ・被害防止のための漁業資源等の情報収集及び関係機関への伝達 ・海岸、港湾、漁港、河川等に係る流出油の監視 ・被害状況の把握及び防除活動情報のオホーツク総合振興局への伝達
	海洋での防除活動	<ul style="list-style-type: none"> ・海上保安署との連絡調整 ・防除資機材の集積場所の確保への協力

資料編 事故災害対策編資料2 応急活動体制の関係機関の事務分掌

担当機関	活動区分	事務
網走市	海岸部での防除活動	<ul style="list-style-type: none"> ・オホーツク総合振興局、消防機関、警察署等関係機関との連絡調整 ・火災、爆発により住民等の安全、保護を図る必要がある場合の避難措置 ・現地活動拠点及び防除資機材の集積場所の確保 ・海岸、港湾、漁港、河川等の防除活動 ・防除資機材の確保 ・野生生物の保護収容活動への協力 ・救護所の設置 ・防災ボランティア活動の支援調整
	回収油の処理	<ul style="list-style-type: none"> ・回収油の収集運搬・処理への協力 ・回収油の一時集積保管場所の確保への協力
網走・西網走漁業協同組合	海洋での防除活動	<ul style="list-style-type: none"> ・防除活動への協力 ・漁場保全に係る水産資源・漁具等の被害防止活動
	海岸部での防除活動	<ul style="list-style-type: none"> ・防除活動への協力 ・漁場保全に係る水産資源・漁具等の被害防止活動
網走市社会福祉協議会	情報収集及び分析評価	<ul style="list-style-type: none"> ・防災ボランティア対策本部、防災ボランティア現地対策本部との調整
	海岸部での防除活動	<ul style="list-style-type: none"> ・防災ボランティア活動の連絡調整、支援活動

事故災害対策編資料3 網走地区沿岸排出油等災害対策協議会会則

第1章 総則

(目的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第43条の6第1項の協議会として、網走地区沿岸海域において大量の排出油事故が発生した場合の防除活動について、必要な事項を協議し、かつ、その実施を推進することを目的とする。また、有害危険物質の排出、又は、排出のおそれがある場合の情報の連絡体制の確立をはかるものとする。

(排出油防除計画に係る意見の提出)

第2条 協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、網走地区沿岸海域に係る同法第43条の5第1項の排出油防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。

(会の名称)

第3条 会の名称を「網走地区沿岸排出油等災害対策協議会」（以下「協議会」という。）とする。

(協議会の防除活動区域)

第4条 協議会において防除活動を行う区域は、北海道オホーツク総合振興局管内のうち、斜里町から佐呂間町に至る沿岸海域とする。

(協議会の業務)

第5条 協議会は次の業務を行う。

(1) 排出油防除計画の策定

- イ 情報の連絡
- ロ 人員、施設、資器材の動員
- ハ 出動船艇相互間及び関係機関との通信連絡
- ニ その他必要な事項

(2) 排出油防除に必要な施設、資器材等の整備の推進

(3) 排出油の防除活動の実施の推進

(4) 排出油の防除に関する研修及び訓練の実施

(5) その他排出油の防除活動に必要な事項

(6) 有害危険物質の排出、又は排出のおそれがある場合の情報の伝達

(組織)

第6条 協議会は、会長及び会員をもって組織する。

2 会長は、網走海上保安署長をもってあてる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会員は、網走地区沿岸において排出油防除に関する別紙に掲げる機関若しくは、団体（以下「機関等」という。）の長をもってあてる。

5 協議会に、排出油防除に関する技術的事項の調査研究及び事故発生時における技術的事項に関する助言を行うため、技術専門委員会を置く。

6 技術専門委員会の委員は、会員の推薦する者のうちから会議の同意を得て会長が指名する。

7 協議会に地域の実情により、排出油防除計画を検討する等の部会を設置することができるものとする。

8 部会は、関係する機関等により構成し、会議の同意を得て会長が指名する。

(会議)

第7条 会議は、定例会議及び臨時会議とし、会長が招集する。

2 定例会議は、年1回開催する。

3 臨時会議は、必要と認める場合に開催する。

(資料の交換)

第8条 会員は、排出油防除に必要な次の資料を毎年1回（4月1日現在）会長に提出し、会長はそれを取りまとめ、会員に配布するものとする。

- (1) 施設及び資器材の整備、保有状況
- (2) 情報連絡体制（連絡担当者、昼夜間の電話番号等）
- (3) その他必要な事項

第2章 排出油防除活動の実施

(情報提供及び防除活動)

第9条 会長は、排出油事故が発生し、協議会による排出油防除活動を必要とする場合には、ただちに臨時会議を開催し、情報の提供を行うとともに排出油防除活動の基本方針を協議するものとする。

2 会員が防除活動や二次災害の防止等を実施する場合には、前項の協議に基き行うものとする。

(協力・連携)

第10条 協議会は、近隣の「排出油等防除協議会」が担当する沿岸海域における排出油事故発生時ににおいて、同協議会からの要請により可能な範囲で相互に連携・協力するものとする。

2 削除

(出動)

第11条 削除

(総合調整本部)

第12条 排出油防除活動を実施する場合は、ただちに総合調整本部を設置し、会長が活動の調整を行うものとする。

第3章 訓練・その他

(排出油防除に関する訓練)

第13条 排出油事故発生時における会員の防除活動を演練するため、年1回以上訓練を行うものとする。

2 削除

(経費の求償)

第14条 排出油の防除活動に要した経費の求償に関する事務処理は、原則として防災活動を実施した会員が個々に行うものとする。なお、当該事務処理上の調整等は、必要に応じて事務局が行うものとする。

(災害の補償)

第15条 排出油の防除活動を実施した者が、活動のために災害（負傷、疾病、障害又は、死亡をいう。）を受けた場合における災害の補償については、法令に定める場合を除き、当該被災した者の所属する機関等が行うものとする。

(協議)

第16条 この会則に疑義が生じた場合及び会則に定めのない事項について協議の必要がある場合は、その都度協議し決定するものとする。

(事務局及び庶務)

第17条 協議会の事務局を網走海上保安署に置く。

2 事務局は、協議会の業務に関する庶務を行う。

附 則

この会則は、平成8年5月17日から施行する。

附 則

この会則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年11月7日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年5月26日から施行する。

事故災害対策編資料4 空港医療救護活動に関する協定書

国土交通省航空局空港事務所（以下「甲」という。）と社団法人医師会（以下「乙」という。）は、空港及びその周辺において発生した航空事故に対する医療救護活動について、次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合又はそのおそれがある場合に、甲、乙協力の下に医療救護活動を適切に実施することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合又はそのおそれがある場合で、医療救護活動を実施する必要が生じたときには、乙に対しその内容を通報するとともに、医療救護要員派遣要請区分（以下「要請区分」という。）に応じ、医師及び看護婦等の派遣又は待機の要請を行うものとする。

（医療救護要員の派遣及び待機）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請があった場合には、直ちに要請区分に応じた医療救護要員の派遣又は待機を行うものとする。

（医療救護要員の任務）

第4条 医療救護要員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の選別
- (2) 傷病者に対する応急処置及び必要な医療処置
- (3) 医療機関への搬送の要否及び順位の決定
- (4) 死亡の確認

（医療資機材等の提供）

第5条 甲は、乙が派遣する医療救護要員に対し、甲が保管管理している医療資機材等を提供するものとする。

（消防救難訓練）

第6条 甲は、消防救難訓練を計画した場合には、乙に訓練内容を連絡するとともに、必要に応じ医師及び看護婦等の参加を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から消防救難訓練への参加要請があった場合にはこれに協力するものとする。

3 甲は、乙に対し、消防救難訓練に使用する医療資機材等を提供するものとする。

4 甲は、乙が第2項の規定に基づき消防救難訓練に参加した場合には、所定の訓練謝金を支給するものとする。

（費用負担）

第7条 医療救護活動に係る費用負担については、別途協議するものとする。

（災害補償）

第8条 医師又は看護婦等が医療救護活動又は訓練参加において二次災害を負った場合には、「空港救急医療従事者傷害補償制度」に基づき処理するものとする。

（細目）

第9条 この協定を実施するために必要な細目は、別に定めるものとする。

（協議）

第10条 この規定の遂行に当たって疑義を生じた場合には、甲、乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、平成年月日から平成年月日までとする。

資料編　事故災害対策編資料4　空港医療救護活動に関する協定書

- 2 前項の期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の翌日から更に1年間延長され、以後も同様とする。
- 3 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲、乙双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

(注) 甲乙の名称は、協定を締結した個々の空港事務所、医師会とする。

事故災害対策編資料5 女満別空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定

北海道エアポート株式会社女満別空港事務所(以下「甲」という。)と網走地区消防組合及び美幌・津別広域事務組合(以下「乙」という。)は、女満別空港及びその周辺における消火救難活動について次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、女満別空港及びその周辺における航空機に関する火災若しくは発生のおそれのある事態(以下「緊急事態」という。)に際し、甲と乙が緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

(活動区分)

第2条 空港における緊急事態の消火救難活動は、甲が第一次的にこれにあたり、乙は甲の要請があった場合に直ちに出動するものとする。

2. 空港周辺における緊急事態の消火救難活動は、乙が第一次的にこれにあたり、甲は必要に応じて出動するものとする。

(緊急事態の通報)

第3条 空港において緊急事態が発生した場合には、甲は乙に対し速やかに通報するものとし、空港周辺において緊急事態が発生した場合には、乙は甲に対してすみやかに通報するものとする。

2. 前項の通報は、次の事項について電話その他の方法により行うものとする。

- (1) 緊急事態の種類
- (2) 航空機の機種及び搭乗人員
- (3) 緊急事態発生の場所及び時刻
- (4) 消防隊及び救急隊の到着すべき場所
- (5) その他必要な事項

3. 通報に応じて出動した機関は、現場に到着したときには、すみやかに通報した機関に連絡するものとする。

(費用の負担)

第4条 消火救難活動のために要する費用の負担については、別に両者が協議して定めるものとする。

(調査に対する協力)

第5条 甲及び乙が消火救難活動を実施するにあたっては、当該航空機の状態、現場におけるこん跡その他火災事故等の調査に必要な資料の保存に留意するものとする。

(通報)

第6条 甲又は乙が単独で消火救難活動に従事したときには、すみやかにその顛末を相手側に通報するものとする。

(訓練)

第7条 甲及び乙は、協議して緊急事態における消火救難活動に関する計画を立案し、総合訓練を定期的に実施するものとする。

(資料の交換)

第8条 甲及び乙は、空港に発着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器、人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

(委 任)

第10条 この協定の実施に関し、必要な事項は女満別空港管理事務所長と網走地区消防組合消防長が協議して定める。

附 則

この協定は、令和3年3月1日から施行する。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有するものとする。

令和3年2月1日

甲 北海道エアポート株式会社
女満別空港事務所長 小川武利

網走地区消防組合
管理者 水谷洋一

乙 美幌・津別広域事務組合
管理者 平野浩司

事故災害対策編資料6 女満別空港緊急時対応検討委員会規約

(目的)

第1条 女満別空港緊急時対応計画検討委員会（以下「委員会」という。）は、女満別空港緊急計画（以下「計画」という。）の円滑な実施を図ることを目的とする。

(構成)

第2条 委員会は、別表に掲げる機関をもって構成する。

(役員)

第3条 協議会には、次の役員を置く。

- 1 会長は、北海道エアポート株式会社（以下「H A P」という。）女満別空港事務所長とし、委員会を代表して、会務を掌理する。
- 2 副会長は、国土交通省東京航空局女満別空港出張所長とし、委員長がその職務を遂行できない事情のある時は、これを代行する。

(協議会の開催)

第4条 委員会は、毎年一回会長が召集する。ただし、委員長が必要と認めたとき、関係機関から要請があったときは、随時開催する。

(協議事項)

第5条 委員会は、次の事項について協議する。

- (1) 計画の実施方法について
- (2) 計画の変更について
- (3) 規約の改廃について
- (4) その他必要な事項

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、H A P 女満別空港事務所に置く。

- 2 事務局長はH A P 女満別空港事務所空港運用部長とし、委員会の事務を処理する。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については、各構成機関の協議により定めるものとする。

附 則

この規約は、令和3年3月1日から施行する。

別 記

【女満別空港緊急時対応計画検討委員会の構成】

- 1 北海道エアポート株式会社女満別空港事務所
- 2 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部
- 3 北海道総合振興局地域創成部地域政策課
- 4 北海道オホーツク総合振興局保健環境部保険行政室企画総務課
- 5 国土交通省東京航空局女満別空港出張所
- 6 株式会社北海道気象技術センター
- 7 陸上自営隊美幌駐屯地
- 8 大空町
- 9 美幌町
- 10 北海道警察北見方面本部
- 11 網走警察署
- 12 美幌警察署
- 13 網走地区消防組合消防本部
- 14 美幌・津別広域事務組合消防本部
- 15 北見地区消防組合消防本部
- 16 一般社団法人美幌医師会
- 17 一般社団法人網走医師会
- 18 一般社団法人北見医師会
- 19 北見赤十字病院
- 20 全日本空輸株式会社
- 21 日本航空株式会社
- 22 女満別空港株式会社
- 23 熱原空輸株式会社
- 24 日本通運株式会社
- 25 三ツ輪エアサービス株式会社
- 26 株式会社セノン
- 27 女満別空港消防業務受託者（一般財団法人めまんべつ産業開発公社）
- 28 東日本電信電話株式会社北海道支店
- 29 株式会社A I R D O
- 30 女満別空港警備業務受託者（株式会社セノン）